

議案第5号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を
改正する規則について

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則(平成16年沖縄県
教育委員会規則第7号)の一部を改正する規則を別紙のとおり
定める。

平成17年12月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則(平成16年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1 島尻学区の項中「東風平町、具志頭村、玉城村、知念村、佐敷町、与那原町、大里村」を「八重瀬町、南城市、与那原町」に改める。

別表第2中「知念村」を「南城市」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

平成 18 年 1 月 1 日より、島尻郡東風平町及び同郡具志頭村を廃し、その区域をもって同郡八重瀬町が、島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町及び同郡大里村を廃し、その区域をもって南城市が設置されることに伴い、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する必要がある。

2 案の概要

(1) 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の別表第 1 中、「東風平町、具志頭村」を「八重瀬町」に、「玉城村、知念村、佐敷町、大里村」を「南城市」に改める。

(2) 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の別表第 2 中、「知念村」を「南城市」に改める。

3 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

新		旧	
別表第1 全日制の課程の普通科の学区 (第2条関係)			
学区名	高等学校名	区	域
島尻学区	豊見城高等学校 豊見城南高等学校 糸満高等学校 向陽高等学校 知念高等学校 南風原高等学校	豊見城市、糸満市、 <u>南城市、 八重瀬町、 与那原町、 南風原町</u>	豊見城市、糸満市、 <u>東風平町、具志頭村、 玉城村、知念村、 佐敷町、与那原町、 大里村、南風原町</u>
別表第2 (第2条関係)			
伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町 (水納中学校区域のみ)、うるま市 (津堅中学校区域のみ)、 <u>南城市</u> (久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、宮古島市 (大神中学校区域のみ)、多良間村、竹富町、与那国町			
別表第1 全日制の課程の普通科の学区 (第2条関係)			
学区名	高等学校名	区	域
島尻学区	豊見城高等学校 豊見城南高等学校 糸満高等学校 向陽高等学校 知念高等学校 南風原高等学校	豊見城市、糸満市、 <u>南城市、 八重瀬町、 与那原町、 南風原町</u>	豊見城市、糸満市、 <u>東風平町、具志頭村、 玉城村、知念村、 佐敷町、与那原町、 大里村、南風原町</u>
別表第2 (第2条関係)			
伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町 (水納中学校区域のみ)、うるま市 (津堅中学校区域のみ)、 <u>南城市</u> (久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、宮古島市 (大神中学校区域のみ)、多良間村、竹富町、与那国町			